

地方法人税が創設されました

平成 26 年 3 月 31 日に公布された「地方法人税法（平成 26 年法律第 11 号）」により地方法人税が創設されました。

これに伴い、平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要となります。

なお、地方法人税確定申告書と法人税確定申告書をつつの様式としています（裏面参照）ので、この様式を使用することにより、法人税確定申告書と地方法人税確定申告書の提出を同時に行うことができます。

地方法人税の概要

(1) 課税事業年度

地方法人税の課税の対象となる事業年度（以下「課税事業年度」といいます。）は、法人の各事業年度とされています。

(2) 課税標準

地方法人税の課税標準は、各課税事業年度の課税標準法人税額とされており、法人税申告書別表一(一)を使用する法人の場合、次の算式により計算した金額となります。

（算式）

$$\text{課税標準法人税額} = \text{別表一(一)「4」欄} + \text{別表一(一)「5」欄} + \text{別表一(一)「7」欄} \\ + \text{別表一(一)「9」欄} + \text{別表一(一)「10の外書」欄}$$

(3) 税額の計算

地方法人税の額は、課税標準法人税額に 4.4%の税率を乗じた金額となります。

なお、法人税について外国税額控除の適用を受ける場合で、控除対象外国法人税の額が法人税の控除限度額を超えるときは、地方法人税についても外国税額控除の適用を受けることができます。

(4) 確定申告

地方法人税確定申告書は、各課税事業年度終了の日の翌日から 2 月以内に納税地を所轄する税務署長に提出しなければなりません。

なお、課税標準法人税額がない場合であっても地方法人税確定申告書を提出する必要がありますので、この場合には、「基準法人税額」、「地方法人税額」及び「所得地方法人税額」の各欄に「0」と記載して提出してください。

（注 1） 法人税の納税義務のない法人（例えば、公益法人等及び人格のない社団等で収益事業を行っていないものや国内源泉所得を有しない外国法人）や清算所得に対する法人税を課される平成 22 年 9 月 30 日以前に解散した内国法人である普通法人又は協同組合等については、地方法人税確定申告書を提出する必要はありません。

（注 2） 法人税確定申告書の提出期限が延長されている場合には、地方法人税確定申告書の提出期限は、その延長された提出期限となります。

(5) 中間申告

平成 27 年 10 月 1 日以後に開始する課税事業年度において、法人税の中間申告書を提出すべき法人は、地方法人税についても中間申告書を提出することになります。

地方法人税申告書の様式

◎ 法人税申告書別表一(一)から別表一(三)までの各様式(以下「別表一(一)等」といいます。)の下部が地方法人税申告書となっています。

なお、別表一(一)等には、それぞれ次葉が設けられていますので、「法人税額」、「地方法人税額」及び「課税留保金額に係る地方法人税額」に記載する金額の計算や所定の項目の記載に当たっては、次葉を使用してください(別表一(一)等及び次葉の様式は国税庁ホームページ(www.nta.go.jp)に掲載しています。)

◎ 以下は、書面で提出していただく場合の別表一(一)です。

平成 年 月 日 税務署長殿		事業種目		青色申告 一連番号	
納税地 電話() -		同非区分		整理番号 事業年度(至)	
フリガナ 法人名		税務署 代表者 代表者住所		売上金額 申告年月日	
フリガナ 代表者 代表者住所		経理責任者 旧納税地及び 旧法人名等		申告区分 法人税 地方 地方 地方	
平成 年 月 日 平成 年 月 日		事業年度分の法人税 課税事業年度分の地方法人税 (中間申告の場合 平成 年 月 日)		申告書 申告書 税理士法第30条 の書面提出有	
法人税額の計算		地方法人税額の計算		平二十六・十・一以後開始事業年度等分(注)	

法人税額の計算

地方法人税額の計算

(注) 平成26年9月30日以前に開始した事業年度については、地方法人税確定申告書の提出は不要ですので、法人税の申告の際は「平成26年4月1日以後終了事業年度分」の別表一(一)等をご使用ください。

◎ このリーフレットに関するご質問、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。